

社会福祉法人川越にじの会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川越にじの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間150万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び常務理事並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の他の業務を行った場合であっても、第6条の報酬は支払わないものとする。また、理事のうち使用者としての立場を有する者に対しては、出席報酬は支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事長等の勤務報酬等)

第6条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 常勤理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

ただし、常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせてその他の監事業務を行った場合であっては、第2項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、前第2項に掲げる業務以外で、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員が、理事会や評議員会の出席以外の職務の執行にあたって、出張等のため負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のために出張した場合は、別表2に掲げる報酬のほか、別表3に掲げる出張旅費を支給することができる。

3 出張の用務により必要な参加費等についても、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退任記念品)

第9条 役員及び評議員が、任期満了等に伴いその職務を退任するときは、これまでの功績をたたえて別表4に掲げる退任記念品を贈呈することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人の職務を遂行するときに限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第11条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書やタイムカードなどの作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第12条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第13条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、常勤役員には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

【附則】

この規程は平成29年 6月17日(定時評議員会の決議日)から施行する。

この規程は令和 1年 6月16日(定時評議員会の決議日)から施行する。

<別表1> 出席報酬

名称	職位	報酬額	備考
理事会出席報酬	理事	10,000円	税別
	監事	10,000円	税別
評議員会出席報酬	評議員	10,000円	税別

<別表2> 勤務報酬

名称	報酬額	備考
理事長業務報酬(月額)	80,000円	税別
監事監査指導報酬(日額)	20,000円	税別
出張等その他の業務報酬 【理事・監事・評議員】(日額)	10,000円	税別

<別表3> 出張旅費等

旅費交通費	宿泊費	その他(参加費等)
実費	実費 (上限20,000円/泊)	実費

※交通費に関し、公共交通機関の利用が困難な場合など、諸事情によりタクシーをはじめとする別の交通手段を使用せざるを得ない場合の費用弁償に関しては、その都度、理事長の方で支給の可否を判断するものとする。

<別表4>

	要件	退任記念品の額等
理事・監事	継続して2期(4年)以上職務に従事した場合	1万円～3万円程度
評議員	継続して1期(4年)以上職務に従事した場合	1万円～3万円程度

※退任記念品の額については、所定の金額の範囲内で、当該役員が従事した任期数によって、その都度理事長の方で決定するものとする。